

広島県収受		
第	号	
29.9.29		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

薬生監麻発 0929 第5号  
平成29年9月29日

各 [ 都道府県  
保健所設置市  
特別区 ] 薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
(公印省略)

医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の広告を巡る環境の変化に伴い、今般、医薬品等適正広告基準について改正を行い、「医薬品等適正広告基準の改正について」(平成29年9月29日薬生発0929第4号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)を发出了しました。

これに伴い、医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等を別紙のとおり示しますので、貴管下関係業者、関係団体等に対し、周知方御取り計らいの上、医薬品等の広告に係る監視指導について格段の御配慮をお願いいたします。

なお、本通知をもって、「医薬品等適正広告基準について」(昭和55年10月9日薬監第121号 厚生省薬務局監視指導課長通知)は廃止します。

